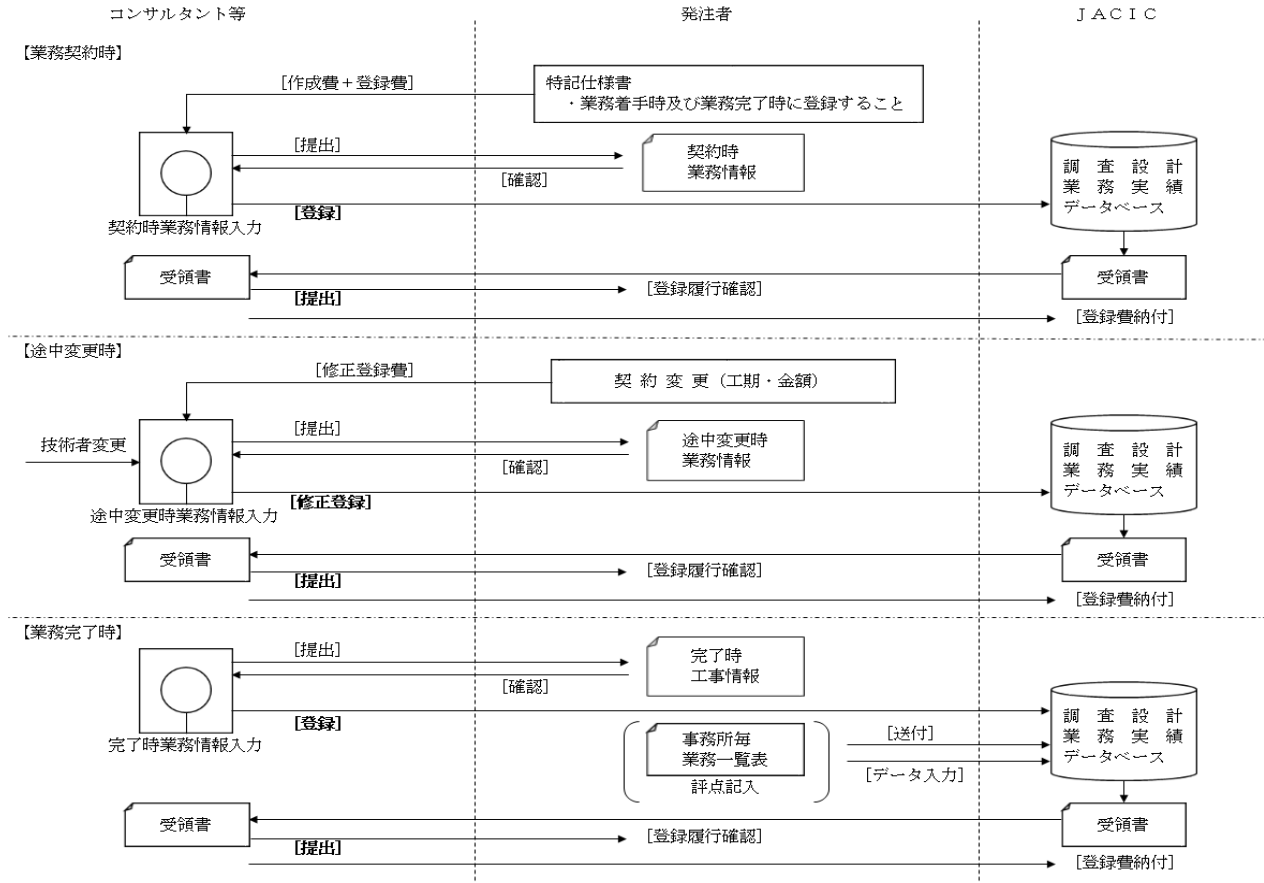


業務カルテ特記仕様書

第1条 受注者は設計業務委託共通仕様書、地質・土質調査共通仕様書、測量作業共通仕様書に基づき業務を行うこと。
この設計書の設計積算基準は、令和8年度版設計業務等標準積算基準書等を適用している。

第2条 業務実績データ作成、登録
「設計業務委託共通仕様書 第1編 共通編 第1110条 提出書類・3」、「地質・土質調査共通仕様書 第111条 提出書類・3」、
「測量作業共通仕様書 第111条 提出書類・3」により、「業務カルテ」を作成、登録することとする。
手続きの流れは下図のとおり。



第3条 積算内訳書の提出について
全ての競争入札について、委託費内訳書（積算内訳書）を入札時に提出すること。
なお、提出された内訳書については、返却しない。

第4条 設計業務委託における数量調査のとりまとめについて
本業務における数量調査のとりまとめは、積算体系にそって行うこと。

第5条 電子メールの利用
本業務中における受発注者間の情報共有は、電子メールを利用すること。運用にあたっては、「電子メールを活用した情報共有における運用指針」による他、着手時協議により監督員と協議の上、決定するものとする。

第6条 電子納品の実施

- 1 建設工事にかかる測量（用地測量含む）・設計業務・地質等の調査業務を対象業務とする。ただし、電子データによる成果品の提出が妥当でない業務（積算事務、現場技術事務、広報用の映画作成や航空写真撮影等）及び補償調査業務は対象外とする。
- 2 電子納品の作成にあたっては、「岐阜県電子納品要領」および「岐阜県電子納品運用ガイドライン」に従う。「同要領」および「同ガイドライン」において特に記載が無い項目や、成果品作成のために必要な資料を電子データとして支給しない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、電子化の是非および「紙」による提出について監督員と協議の上、決定するものとする。
- 3 地質・土質調査のコア写真は、地質調査整理要領コア写真編に従い、コア写真フォルダに格納すること。その他の現場写真等は、写真フォルダに格納せず、イメージデータを報告書ファイル中に貼り付けて納品すること。
- 4 電子納品の提出について、データを格納したCD-Rを1部提出すること。

第7条 不当介入における通報義務について

- 1 妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止をすることがある。
- 2 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。